

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 7 月 11 日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第 8 - 87号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第 8 - 55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|----------------|---|
| 第24条 <u>削除</u> | <p>(休業の事由及び期間)</p> <p>第24条 一般職員勤務時間条例第20条第 2 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第19条第 2 項の人事委員会規則で定める事由及び期間は、職員（条件付採用期間中の者、再任用職員、任期付職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年条例第 4 号）第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。）が、その配偶者である職員であって次に掲げる勤務等（原則として 1 年以上のものに限る。以下「在外勤務等」という。）のため外国に派遣されるもの（委員会がこれに準ずると認めるものを含む。）と外国において同居する場合において在外勤務等の期間の範囲内で任命権者又は県教育委員会が認める期間とする。</p> <p>(1) 外国での勤務</p> <p>(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第 2 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる外国の機関における業務</p> <p>(3) 在外教育施設（外国に在留する邦人がその子女のために共同して設置する教育施設で、本邦の小学校若しくは中学校の課程に相当する課程の全部又は一部を有するものをいう。）における教育業務</p> <p>(4) 外国の機関等における研修（委員会が別に定めるものに限る。）</p> <p>2 任命権者又は県教育委員会は、休業について職員から承認の申請があった場合において、当該申請に係る在外勤務等について当該職員に対して既に休業の承認をしたことがあるときは、休業の承認をしないものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 任命権者又は県教育委員会は、休業の承認を受けた職員から申請があったときは、特別の事情がある場合に限り、在外勤務等の期間の範囲内で、当該休業の期間を延長することができる。</p> <p>4 休業の期間には、その期間中の週休日及び休日等を算入するものとする。</p> |

第25条 削除

(休業の承認の失効等)

第25条 休業の承認は、当該承認を受けた職員が離婚したとき、又は当該職員の配偶者が職を失ったときは、その効力を失う。

2 休業は、当該承認を受けた職員が配偶者と同居しなくなった場合、又は当該職員の配偶者が疾病等のため在外勤務等に従事しなくなり帰国することとなった場合には、終了する。

3 休業の承認を受けた職員は、離婚したとき、又は前項に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者又は県教育委員会に届け出なければならない。

4 休業の承認は、当該承認を受けた職員が休職又は停職の処分を受けたときは、当該休職又は停職の期間中は、その効力を停止する。

(休業の手続)

第26条 削除

第26条 休業の手続は、任命権者又は県教育委員会の定めるところによらなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年7月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日までに、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）第20条又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号）第19条に規定する休業の承認を受けていた者の休業については、なお従前の例による。